

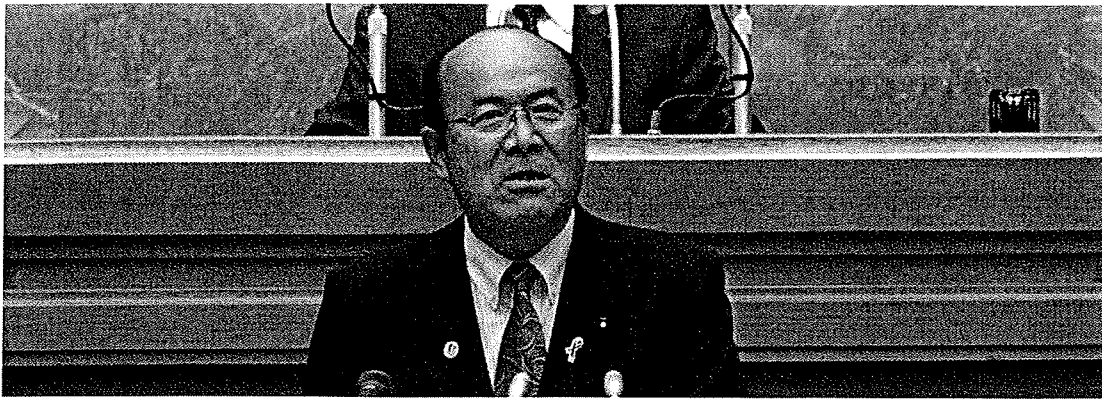
地域資源を活かす政治の実現！

HP, Facebook, Twitter

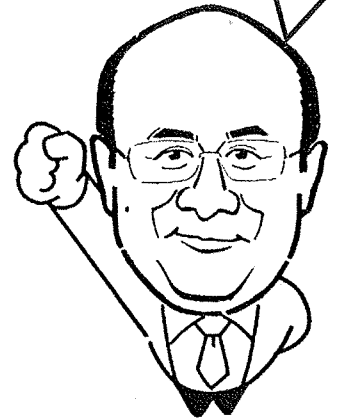
まるわか祐二

2018/11/25
第12巻 2号

まるわか祐二 県政報告



「民」発想で
改革推進!



ご心配をおかけして申し訳ありません！

◆10月30日に「平成25年度政務調査費返還請求裁判」の徳島地裁判決が大きく報道されたことで、皆様には、本当にご心配をおかけしました。

◆私としては、議会が策定した「政務調査費ガイドライン」に従っているから間違いはない、との思いで裁判に臨みましたが、全国で出された判決への対応遅れと共に、証拠書類添付基準の未整備等が敗因となりました。

◆私が勝訴した項目について控訴されましたので、今しばらくお騒がせすることになりますが、粛々と対応していきますので、ご理解ください！

◆前回の「県政報告」でも、裁判へ臨む決意を述べましたが、「オンブズマンは正義の味方」だと思っている方からすれば、何を言っても「言い訳するな！」と言われそうですし、裏面に裁判結果の説明を入れましたが、敗訴となった項目もあるのですから、真摯に受け止めたいと思います。（6～8ページに詳細記載）

◆ただ、意地を張って裁判をしたことで県議会のガイドラインも「議員の前払い・審査後還付」システムの採用をはじめ充実してきましたし、提出書類や用途基準も明確になったことで、住民監査請求を恐れて、政活費を利用することから逃げるという本末転倒にならない状況は、つくれつつあるように思います。

◆その為に自ら裁判に身をさらすことは馬鹿なことだと重々解ってはいますが、自分自身の「損か得か」を基準にした生き方では「アワーズ」は造れなかったと思いますし、美馬市など近隣市から県当局への強力な要望があったにも関わらず、県警察本部や知事からの信頼と協力を得て、来年度には旧阿波庁舎で完成予定の「運転免許サブセンター」誘致も、実現できなかったと思います。

◆自分に言い訳や嘘を言うことなく、これからも「一所懸命」「積極一環」、次の世代の為に何が必要かを常に考え、職責を全うしたいと考えております。

本当にご心配をおかけしましたが、

今後ともご支援の程、よろしくお願い申し上げます！

目次

概要	ページ
・地方分権改革の現状と課題.....	2
・2020東京オリパラについて.....	3
・エネルギーミックスと送配電分離.....	4
・都道府県議会研究交流大会.....	5
・住民監査請求の概要1.....	6
・住民監査請求の概要2.....	7
・政務活動費新ガイドラインの概要説明.....	7
・政務活動費返還請求裁判のご報告.....	8

トピックス

・関西広域連合議会議員となって2年が過ぎましたが、大いに期待した発足から8年、当初あった熱気は全く感じられません。
・橋下徹というキーマンを無くした今、全国初の府県をまたぐ広域行政体の取り組みも正念場を迎えており、消費者庁の徳島移転の成否が継続の試金石となる予感がします。

「徳島梁山泊」も最終年度となりました。会派の分裂や再統合など、私を取り巻く環境が大きく変わったことで、メンバー各位に対して色々迷惑をかけましたし、本来やるべき課題に取り組むことが出来なかった感もありましたが、最後まで悔いのない活動をしていきたいと思ひます！

超党派政策塾「徳島梁山泊」 東京セミナー

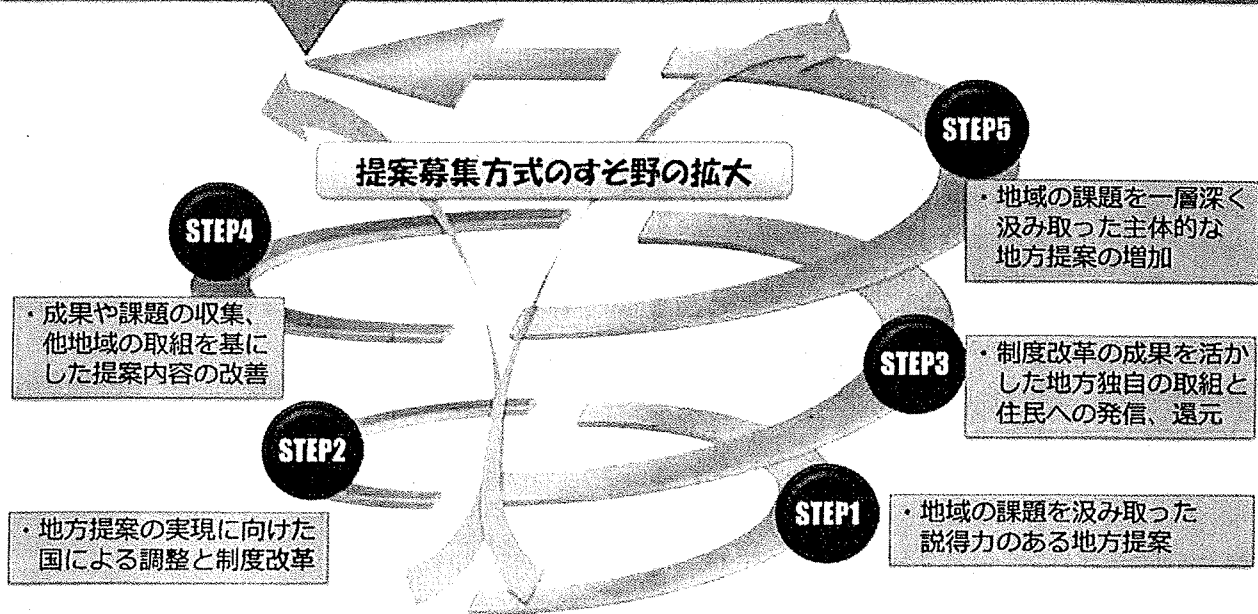
「徳島梁山泊」は、自民、国民民主、共産、公明、無所属諸派の3期生以下21名による超党派の勉強会です！私が会長をしています。

元副知事の齊藤秀生内閣府地方分権担当参事官と共に、元県保健福祉部長であり現在は、2020東京オリンピック・パラリンピック推進本部の吉田英一郎参事官、さらに、エネルギーミックスを含め、2020年に「送配電分離」が動き出すことになっている電力行政の現状と課題を、資源エネルギー庁の担当者から詳しく伺いました。3講座とも非常に興味深く、11月県議会での議論にも役立てたいと思ひました。

「地方分権改革の好循環」の確立に向けて

【改革の好循環が目指す姿】

- 地域の発意、創意工夫に基づく改革の広がり
→提案の質・量の充実による「提案募集方式の強み」の発揮
- 豊かさや安心が実感できる暮らしの実現、住民の地方分権改革への関心・参画の高まり
- 個性ある地域づくりに必要な施策が、自ら立案・実行可能となる地方創生の基盤の構築



私が県議会議員となった2007年6月議会、初めての一般質問で「西長峰工業団地」の「賃貸価格・売却価格の見直し」を求めたとき、商工労働部長の斎藤氏も総務省から徳島県に来たばかりで、私への答弁が議会デビューだったようです。研修に先立ち、その時のことも話題になりました。



地方創生と言いながら、なかなか有効な解決策が見いだせない中、全国自治体からは「手上げ方式」で、様々な意見が寄せられ、その果実も徐々にではあるが見えてきていることや、これからの地方分権改革に関する政策についても、ご教授していただきました。これからも厳しい地方への処方箋を伺いたいものです。



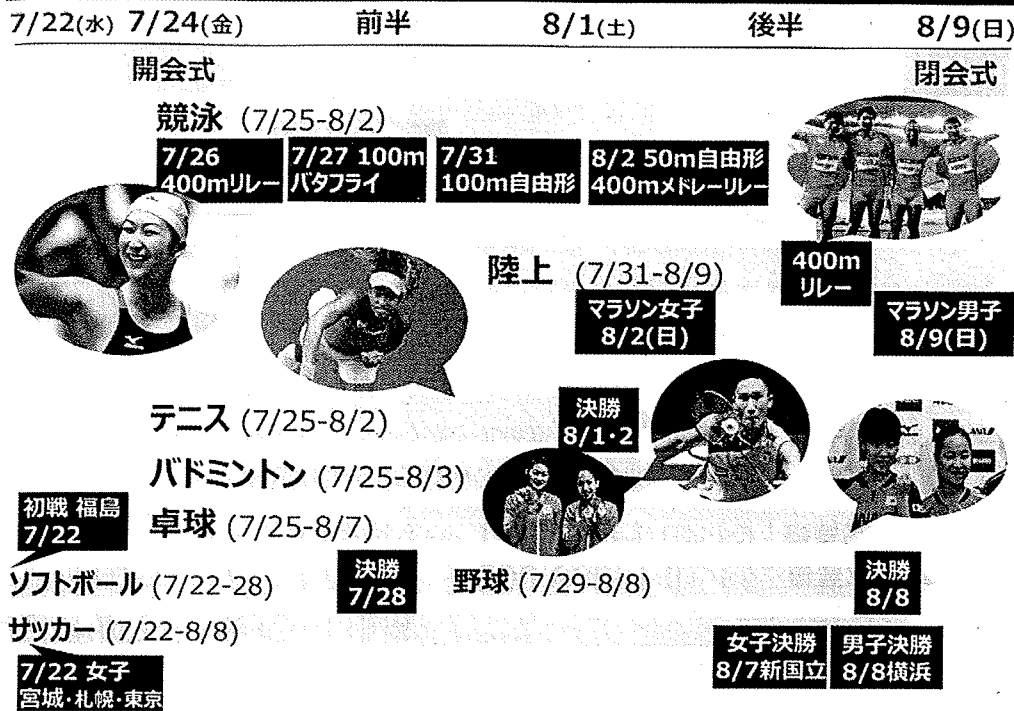
まだ先だと思っていた2020東京オリパラも、あと2年弱となりました。

桜田義孝東京オリパラ担当大臣が委員会で野党の集中砲火を浴びている折り、後ろから資料を慌ただしく渡していた吉田参事官の姿がテレビで流れていました。

大変お忙しい中、事務局だから話せる内容も含め、充実した研修となりました！

超党派政策塾「徳島梁山泊」 東京セミナー

東京オリンピックの主な競技日程 (2018年9月時点)



国会の委員会質疑で、野党から集中砲火を浴びている桜田大臣に、後ろから吉田参事官が、資料を渡し説明の様子を、今回の研修参加のため、阿波おどり空港で待っていたメンバー数名が、待合室のテレビでちょうど目撃したとのこと。

そのことを話すと、非常に照れながら、状況も少し話してくれました。

まだ様々な未確定要素もある中で、の質疑への対応は大変でしょうし、桜田大臣は「答弁能力が問題では？」との就任時の評価が現実になったようで気の抜けない毎日の中ですが、調整能力を発揮し、成果を上げている様子が頼もしく感じましたし、成功を祈るばかりです。



徳島県出身者で、デジタルアート作品で注目を集め、世界中を駆け巡っているチームラボの猪子寿之氏が以前NHKの番組で、「たとえ依頼が無くても、東京オリパラのオープニングセレモニーは考える」と言っていたのを思い出しました。

もし実現すれば、徳島県人としては非常に嬉しいことですし、時代の流れを考えると、「ひょっとしてあるかも？」ですが、聖火台への点火をどうするのかも含め、ごく一部の人が知らない、文字通り「トップシークレット」のようです。

東京オリパラ 公式チケット

○ オリパラ 一般チケット価格

- ・ 開会式 オリ：12,000円～300,000円 (ロンドン：最高2012ポンド)
パラ：8,000円～150,000円 (ロンドン：最高500ポンド)
- ・ 競技 オリ：2,500円 (サッカー、ソフトボールほか)～130,000円 (陸上)
パラ：900円 (ゴールボールほか)～7,000円 (水泳、車いすバスケット)
- ・ 2,020円 企画チケット (家族やグループ向け/学校連携観戦プログラム)

○ オリパラ公式チケット販売開始予定時期 (日本国内)

2018年7月～

TOKYO 2020 ID登録

2019年春～

<オリ> チケット販売開始

2019年夏～

<パラ> チケット販売開始

2020年春以降(予定)

チケットの受取り

2020年7月～

東京2020大会観戦

30万円もするチケットがあることを初めて知りました。ドリンクなどサービスメニュー付きのようです。

どんな人が買うのか分かりませんが、案外先に完売するのではないかというのが、メンバーの意見でした。

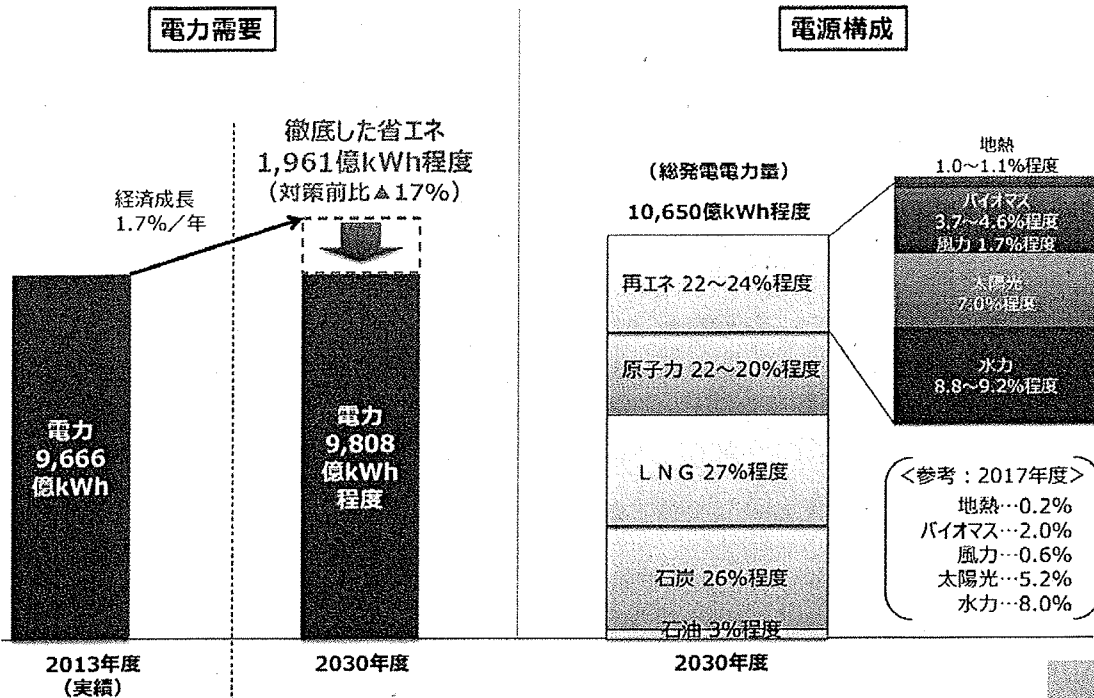
徳島県とゆかりのある人が、担当責任者であることで、2020東京オリンピック・パラリンピックがより身近なものに感じられました。



発電事業と送電事業を法的に分離する「送配電分離」は法律で決まっていますが、まだマスコミでは語られることはありません。わたしたちの生活に欠くことの出来ない電力政策が、担当部局でどのように考えられているのか、担当者から直接聞くことが出来ました。質疑も活発に飛び交い、この問題への関心は、やはり大きいようです。

超党派政策塾「徳島梁山泊」 東京セミナー

2030年度の需給構造の見通し：電力需要・電源構成



再生エネルギー待望論は、マスコミでよく聞きますが、「絶対に止まることがあってはならない」先進国日本で、企業だけでなく医療介護の分野においても、24時間再エネに頼るのはやはり無理があるようです。また、資源の少ない日本で、現在の資源を活かすためにも、今しばらく原子力発電に頼ることは仕方ないことでしょうし、貿易面で見ても当然だと思います。「小水力発電」の地域コミュニティ採用も、メンテナンスが課題となるようです。



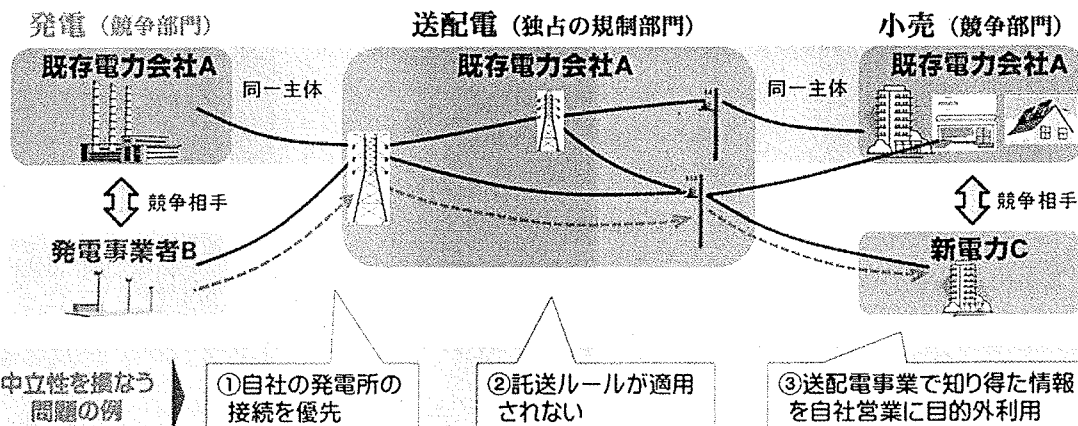
ドイツが原子力発電を選択肢としないと決めたとき、「日本もそれに続け！」との論調が幅をきかせましたが、現実はその単純ではないようです。

「地域資源を活かす」ことから言えば、徳島県は「小水力発電」ということですが、これも発電機に落ち葉が絡んだりして効率の低下に悩まされることが多いようです。地域や業界など、それぞれの分野での「エネルギーミックス」が必要です。

2020年：送配電部門の中立化①

- 電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須。
- 主要な先進国においても全面自由化が行われている場合には発送電分離をしているのが通例であり、全面自由化と発送電分離を車の両輪として、一体で進める必要がある。

「送配電分離」施行により、全国の9電力会社は、かつての電電公社(NTT)と同じようなことになるのでしょうか、四国電力などの電力会社は、規制部門である送電会社を軸として残ることを選択し、発電施設は、施設の寿命を考慮しながら売却していくのではないかと、私は推測しています。寿命の来た原発処理も含め、課題は多そうです。



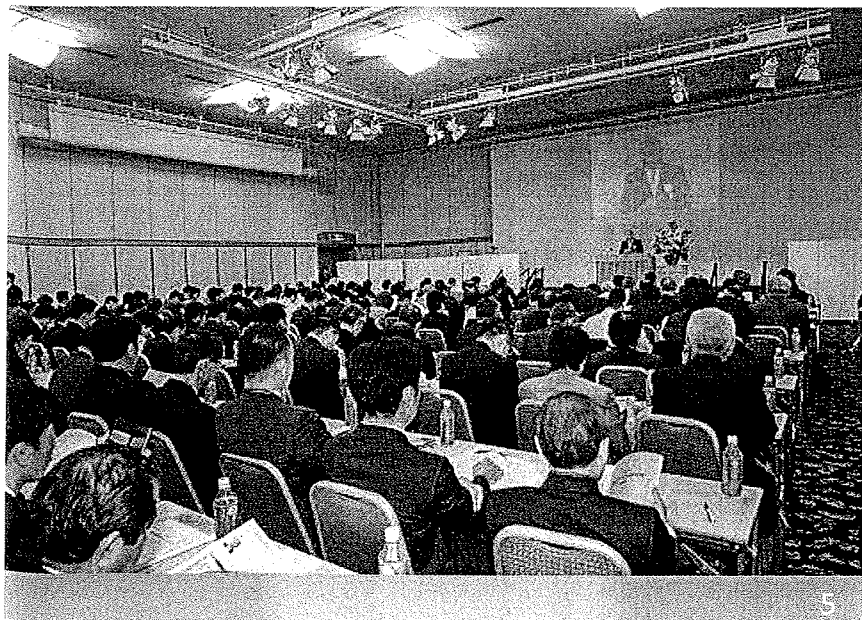
東京の都市センターホテルで開催された「第18回都道府県議会議員研究交流大会」に
会派派遣で参加しました。今年の総合テーマは「真の地方自治を目指して」というもの
で、基調講演後4つの分科会に別れテーマ別の研修がありました。私が参加したのは、
第2分科会「行政監視機能の強化」で、議会改革についての議論もありました。

都道府県 議会議員 研究交流 大会 第18回

平成30年
11月13日(火)
午後1時30分～
午後5時50分
交流会：午後6時～午後7時
都市センターホテル

議会人の、
議会人による、
議会人のための
研究集会
**真の地方自治を
目指して**

主催：全国都道府県議会議長会
後援：総務省



総合テーマに対する基調講演は、東京大学先端
科学技術研究センター教授の牧原出(いずる)
氏からありました。

都道府県議会議員と先端科学技術がどのような
関係なのか、不思議な思いもありましたが、冒頭
に「あらゆる場面での先端を行くものの研究」を
してるとの説明があり、何となく納得しました。



しかし、牧原氏の基調講演については、何を伝え
たかったのか、私はよく理解できませんでした。
「自治体戦略2040構想研究会」での議論を中心
にした講演でしたが、その中で、

自治体の3つの危機として

- ・若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
- ・標準的な人生設計による雇用・教育の機能不全
- ・スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

をあげ、それに対する3つの対策として

- ・スマート自治体への転換
- ・公共私によるくらしの維持
- ・圏域マネジメントと二層制の柔軟化
- ・東京圏のプラットフォーム

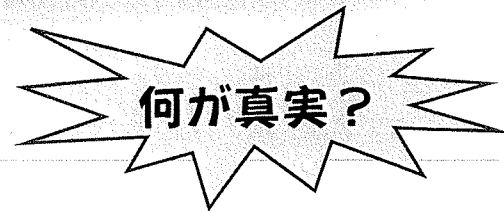
としていますが、

私には何れも「観念論的論法」としか感じられず、
それよりも科学者だからその視点で、具体論も
含め、地方自治を語ってほしいと思いました。

分科会については、コーディネーターの慶応大学
准教授谷口尚子氏が軽妙な語り口で、ユーモアを
交えて進行したこともあり、興味深く聞きましたし、
啓発されることも多々ありました。

また、パネリストの秋田県議会近藤健一郎議員と
福井県議会田中宏典氏も、それぞれの議会で
行った議会改革について、実務者だから話せる切
り口での意見は、興味深いものでした。

「オンブズマンは正義の味方」であり、「議員は悪の権化」のような昨今の風潮ですが、徳島県の場合は、何やら違う実態が裏にありそうですし、私が議員2年目に議会事務局主導で策定された「政務調査費ガイドライン」の甘さにつけ込まれた面も？



平成26年度 住民監査請求された議員とその中身

以下に今回の裁判に至る前に、オンブズマンから出された「住民監査請求」の対象議員14名への請求原因と請求額の概要、及び徳島県監査委員会の監査結果を示しました。

(議員名は諸般の事情によりアルファベットにしましたが、情報公開請求で確認できます。)

平成26年度住民監査請求(H26.12.25請求分)まとめ

No.1

議員名	項目	金額	請求原因状況等	請求に対する監査委員の見解
A	人件費	125,000	臨時的に雇用した2名に対する人件費	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	合計	125,000		
B	広聴広報費	1,004,580	県政報告書作成等	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	事務費	30,775	文具等購入	
	人件費	200,000	県政報告宛名書き等臨時的雇用	
	合計	1,235,355		
C	広聴広報費	1,739,215	県政報告書作成等、ホームページ用サーバ利用料	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	合計	1,739,215		
D	人件費	550,000	県政報告宛名書き等臨時的雇用2名	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	合計	550,000		
E	広聴広報費	1,637,175	県政報告書作成等	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	人件費	120,000	建設工事現場視察等の案内・運転業務に臨時雇用した2名	
	合計	1,757,175		
F	人件費	196,000	県政報告宛名書き等臨時的雇用	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	合計	196,000		
G	広聴広報費	96,720	県政報告会会場費・お茶代	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	会議費	40,000	意見交換会お茶菓子代	
	事務費	54,957	県議会活動報告郵送代および文具等購入費	
	合計	191,677		
H	調査研究費	81,800	研修旅費・宿泊費	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	研修費	127,300	資料作成お茶菓子代	
	広報広聴費	1,039,897	県議会活動報告郵送代および文具等購入費	
	事務費	126,000	通信料他	
	合計	1,374,997		
J	広聴広報費	859,530	県政報告書作成等	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	人件費	214,200	県政報告宛名書き等臨時的雇用	
	合計	1,073,730		
K	広聴広報費	1,230,965	県政報告書等印刷・作成代	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	事務費	118,335	県政報告書送付用封筒印刷代	
	人件費	175,500	県政報告書宛名書き等臨時的雇用	
	合計	1,524,800		

議員名	項目	金額	請求原因状況等	請求に対する監査委員の見解
L	広聴広報費	1,327,018	「ハガキ県政便り」作成等	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	人件費	240,000	県政報告宛名書き等臨時的雇用	
	合計	1,567,018		
笠井国利	広聴広報費	1,450,762	県政報告書作成等、ホームページ用サーバ利用料	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	事務費	36,341	通信料	
	合計	1,487,103		
黒崎章	広聴広報費	126,300	ホームページ保守費用	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	事務費	5,390	文具等購入費、県外視察時資料の送付着払い費用	
	人件費	240,000	政務活動費領収書等整理にかかる臨時的雇用	
	合計	371,690		
丸若祐二	事務所費	585,722	政務活動拠点である吉野事務所および徳島事務所の賃料等	「条例」、「規程」及び「ガイドライン」に基づき、政務活動に要する経費として、適正に支出されており、違法性はない。
	事務費	264,000	政務活動拠点事務所の受付事務および管理料	
	人件費	345,600	政務活動拠点事務所における文書作成・資料整理等	
	合計	1,195,322		

同じような項目と請求原因が並ぶこれら14名の中で、何故か、私を含めた3名だけが訴訟対象になりました。オンブズマン側は提訴理由として、「悪質だから」と主張していますが、提出関係書類を比較しても、根拠不明です！そこに「何が？」あったのでしょうか……???

妻 真由美からのひとこと

「支援者の皆様には何かとお世話になりながら、この度はご心配をおかけして本当に申し訳ございません。吉野事務所は、今は廃業していますが私の里の金物店があった建物の一部を使用しています。初めての選挙に出馬が決まったとき『うちで出来ることは何でも手伝うけん頑張ろう！』と父に言ってもらいました。

事務所として借りるとき、親としては娘婿から家賃を取るなど考えていませんでしたが、主人が「どこで借りても家賃は必要だし、色々手間もかけることになるから、少しでも家賃を払おう」と言ってくれたことが始まりでした。

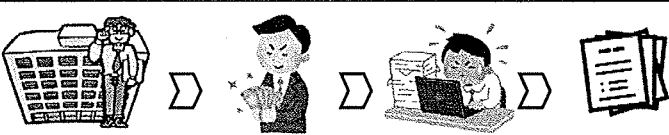
そんな互いの思いやりや家族内のことでしたので、賃貸契約書や領収書宛名などは特に気にしていませんでしたし、政務活動費として処理することも議会事務局担当者から『経費』として認められるから、と言われたことが始まりでした。

まさか今のような状況になるとは思いも寄らないことであり、主人も全国的に見ても厳しいと事務局が示した「政務調査費ガイドライン」に従っているから、大丈夫と思っていたようです。

取引に逃げることは絶対しないという主人の考えは、私たち家族も理解しており、応援もしています。身勝手なお願いとは存じますが、どうかご理解よろしくお願い申し上げます。」

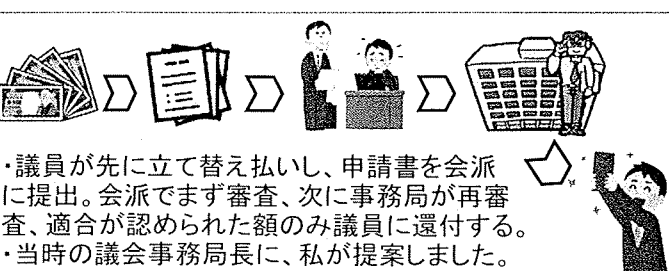
政務活動費ガイドラインの主な変更点

変更前




・議会事務局から3ヶ月ごとに60万円が無条件に振り込まれ、年度終わりに領収書を添付した報告書を提出。
・お金を先に渡すことで、審査が後手になっていた面も？

変更後




・議員が先に立て替え払いし、申請書を会派に提出。会派でまず審査、次に事務局が再審査、適合が認められた額のみ議員に還付する。
・当時の議会事務局長に、私が提案しました。

研修費の処理



・これまで不要としていたパンフレットなど受講内容の説明書類も提出する。


他 交通費支給



・距離区分別の一律支給を、職員と同様に県庁までの距離に従い支給する。

新聞・テレビ等マスコミは、議員側が負けた項目のみしか報道しませんので、今回も私が一方的に敗訴し政務活動費の返還を求められたような報道でしたが、私の主張の6割は認められ、黒崎議員も7割近くが認められているというのが真実です。裁判から逃げずに戦ったからこそ、見えてきたことも多かったですし、温かいご支援の言葉も心にしみました！ 本当に、本当に、本当にありがとうございました！


平成27年(行ウ)第9号(平成25年度活動費分) 政務調査委返還請求 内容と裁判結果

原告の主張	返還対象項目	返還請求額	判決及びそれに対する私の所感
<p>吉野事務所費</p> <p>※原告側主張 ⇒全額返還せよ</p> <p>・領収書の発行者が不明であるから、全額違法支出である。</p>	<p>家賃、高熱費</p>	<p>352,620</p>	<p>※判決＝全額返還せよ ⇒ 敗訴</p> <p>・義兄柏原雅夫名義の建物の賃料及び光熱費を義母柏原美代子に支払い、「ユートピア吉野 柏原美代子」の領収書を受け取っているが、賃貸借についての契約書もなく、賃料及び光熱費を受領する権限があることを合理的に説明するものとは言えない。との判決でした。</p> <p>所感</p> <p>・土地は義母の柏原美代子名義で建物は義兄の柏原雅夫名義でしたが、土地・建物とも実際の管理は柏原美代子氏が行っていたことから、柏原美代子氏に賃貸料を支払っていました。</p> <p>・顧問税理士にこれが違法なのかを確認しましたが、税法上は「問題ない」とのこと。契約書についても、身内なので「口頭契約」とした旨の説明しており、口頭契約も契約であることは民法でも認められていることから、この判決は、思いも寄らないことでした。</p> <p>・私が勝訴している下記の項目について、オンブズマン側が11月12日に控訴しましたので、この件については附帯控訴した上で、高松高裁の控訴審において、しっかり主張したいと考えています。</p> <p>・それにしても、全面敗訴したように新聞に大きく取り上げられた私の方がオンブズマン側に控訴されるのですから、マスコミ報道の偏りは、度が過ぎているのではないのでしょうか。</p>
<p>吉野事務所費</p> <p>※原告側主張 ⇒全額返還せよ</p> <p>・領収書の発行者が不明であり、実際に相手に支払われているかどうか分からない。</p> <p>・したがって、全額違法支出である。</p>	<p>受付事務及び管理料</p>	<p>264,000</p>	<p>※判決＝適法である！ ⇒ </p> <p>所感</p> <p>・判決言い渡し時には、何についての返還なのか分かりませんでした。上記の事務所費よりも、一親等である義母柏原美代子氏に「受付事務及び管理料」を支払っていることが認められなかったのだらうと思っていました。</p> <p>・しかしこの勝訴で、議員活動に必要とされる事務所なら箇所数にとられず開設を認められること、管理している人間が身内であっても、管理実態があれば認められること、が明確になりました。</p> <p>・この件についても控訴審でしっかり主張し、勝訴を確かなものにしたと思います。</p>
<p>徳島事務所費</p> <p>※原告側主張 ⇒全額返還せよ</p> <p>・居住世に使用されると推測できるので、全額違法支出である。</p>	<p>家賃、水道費</p> <p>電気料金</p>	<p>223,758</p> <p>9,344</p>	<p>※判決＝適法である！ ⇒ </p> <p>・調査研究等の活動の為に使用されているものといえるから「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と認められる。</p> <p>所感</p> <p>・昨年の判決でも「勝訴」でしたので、間違いなく「今回も勝訴」だと確信はしていましたが、思い通りの判決で、ホッとしました。</p> <p>・昨年はオンブズマン側が「控訴」し、高松高裁で12月6日控訴審の判決です。「控訴棄却」で私の勝訴が確定すると思います。</p>

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	1

① 年月日・時間	平成30年11月15日(木) ①10:15~10:30 ②10:50~11:05 ③11:40~11:55						
② 場所	①自民党本部【東京都千代田区】 ②財務省【東京都千代田区】 ③国土交通省【東京都千代田区】						
③ 相手方	①自民党本部 萩生田 光一 幹事長代行 ②財務省 鈴木 馨祐 財務副大臣 ③国土交通省 石井 啓一 国土交通大臣						
④ 参加者	徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟						
⑤ 目的・内容	平成30年11月15日(木)、徳島自動車道の四車線化に向けた整備促進について、自民党本部、財務省、国土交通省へ要望活動を行った。						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	旅費	43,635	10/10	37,300	11/15~16 パック旅行代 37,300円 往路15日: JAL452便 徳島 7:35発→羽田 8:45着 復路16日: JAL459便 羽田13:30発→徳島14:50着 宿泊 先: 赤坂エクセルホテル東急		
			10/10	6,020	11/15 バス借上費		
			10/10	165	11/15 バス高速料金		
			10/10	150	11/15 バス駐車料金		
	合計	43,635		43,635			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

